

避難行動要支援者の個別避難計画作成の手引き

令和 7 年 3 月赤磐市総務部くらし安全課作成

個別避難計画とは

- 個別避難計画とは、高齢者や障害のある方等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。
- 市町村が、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職などの関係者と協力して作成することとされています。



Q.なぜ『個別避難計画』の取組を進める必要があるの

頻発化する大規模災害において高齢者や障害のある方などの避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和 3 年5月に法律が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

計画作成の対象者

- 個別避難計画では、避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象となります。
- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定を受けている人や身体障害者手帳を所持する在宅者等のうち、個人情報の提供について同意を得られた人の名簿を市で作成し、地域の避難支援者等関係者に提供しているものです。名簿は年度ごとに更新を行います。

※避難支援者等関係者とは

赤磐警察署、赤磐市内の消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地区・町内会、その他市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる関係者のことを言います。

Q. 名簿の対象者は？

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持しており第1種の方(心臓・腎臓機能障害のみで該当する方を除く)
- ③ 療育手帳Aを所持している方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑤ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者の方
- ⑥ 75才以上の高齢者のみの世帯の方
- ⑦ その他災害時の支援が必要と認められる方(自ら名簿の登録を希望する方など)
例)家族と同居しているが、昼間は1人になる高齢者の方などで、自ら避難することが困難な方

※高齢者施設に入居中や病院に入院などしており、自宅に戻る見通しが無い場合は、避難行動支援の対象外です

計画作成の流れ

- まずは地区・町内会、民生委員・児童委員が市から避難行動要支援者名簿を受領します。
- 地区、町内会、自主防災組織、民生委員等で、どのようにまた、こういった機関と連携して計画作成を進めていくかなどの体制づくりを行います。
- 計画作成対象者を決定し計画を作成します。可能な範囲で計画書の作成に取り組んでみましょう。
- さらなる取組が可能な場合には、関係者間での話し合いや避難訓練などを実施し、実効性の高い避難支援体制づくりを進めていきましょう。

STEP 3

計画書の作成・提出

更なる取組みが可能な場合

STEP 2

訪問・聞き取りの実施

STEP 1

事前準備・対象者の確認



関係者で話し合いや 避難訓練の実施



各STEPの取り組み内容

STEP 1 事前準備・対象者の確認

- ・役員等で対象者を確認して計画作成の進め方や役割分担などについて話し合う。
- ・市から提供されている避難行動要支援者名簿をもとに、対象者を確認する

- まずは地域内で計画体制づくりや進め方、役割分担などについて話し合いましょう。
- 計画作成の勉強会などを開催して、地域内での取り組みへの理解を深めましょう。市では出前講座を行っていますので、ご希望があればくらし安全課までご相談ください。(1か月前までにご相談ください)
- 計画を作成する対象者については、市から提供する避難行動要支援者名簿をご確認ください。

※既存の取り組みの緊急連絡カードを利用する⇒7 ページへ

STEP 2 訪問・聞き取りの実施

- ・聞き取りは、要支援者の自宅を訪問する「戸別訪問方式」と、地域のコミュニティハウス等に招き実施する「来場面談方式」がある。
- ・対象者宅を訪問、またはコミュニティハウス等へ招き計画作成について説明するとともに、対象者への聞き取りを実施する。
- ・本人からの聞き取りが難しい場合は、家族に協力をお願いする。

聞き取り方法

戸別訪問方式	来場面談方式
○要支援者の自宅を訪問して実施 <メリット> ▶自宅での聞き取りとなるため、要支援者の負担を軽減できる。 ▶要支援者の日頃の生活状況や自宅の防災上の問題等を確認することが出来る <デメリット> ▶訪問・聞き取りに時間がかかるおそれがある	○要支援者を招き、公民館等で実施 <メリット> ▶一度に複数人の要支援者から聞き取りを行うことができる。 ▶自主防災組織等の避難支援の関係者が同席しやすく、課題等を共有しやすい。 <デメリット> ▶足の悪い方は参加が難しい ▶プライバシーの保護に配慮が必要

- 対象者に対して、個別訪問を実施します。自主防災組織や町内会を中心に、対象者がお住いの地区の班長、民生委員・児童委員の方などと協力して行いましょう。
- 訪問する時には個人情報の拡散を防ぐことから、あまり人数が多くならないように注意しましょう。(2～3名程度が望ましい。)
- 訪問にあたっては、計画作成の趣旨などについて説明するとともに、生活状況等について聞き取りを実施します。
- 本人からの聞き取りが難しい場合があるので、可能な範囲で家族にも同席をお願いしましょう。
- 聞き取りが難しい場合は、計画書への記入を依頼しましょう。
- 100歳体操や、いきいきサロン等地区での集まりの際に自主防災組織や自治会、民生委員、市役所職員等を集め、災害や個別避難計画のことを本人に説明し情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます
- 一度で済まそうとせず、少しずつ関係づくりを進めながら聞き取りをしてみましょう。
- 各地区にあった形で訪問や来場による方法で作成していただければと思います。

STEP 3 計画書の作成・提出

- ・STEP2 で聞き取った内容をもとに市の計画様式を用いて計画書を作成する。
- ・作成した計画書は、本人の同意を得て、支援者等の関係者間で共有するとともに、計画書の写しを赤磐市くらし安全課へ提出する。

- 避難支援等実施者の選定にあたっては、特定の方に負担がかかり過ぎないように配慮しましょう。
- 個別避難計画の副本の共有先は、対象者本人、自治会・自主防災会の役員、民生委員児童委員避難支援等実施者など、最小限に留め、個人情報の保護・管理を徹底しましょう。

??? こんなときはどうすればいいの ???

- 対象者に聞き取りを行う場合、どのような内容を聞き取っていいかわからない。
→まずは、市が作成した個別避難計画の記入例を参考にして聞き取りを行ってください。
- 対象者に対して訪問・聞き取りを行う際、普段からなじみのないため、うまく話ができるか不安。
→急に訪問すると、驚く方もいらっしゃるかもしれません。まずは行事のお誘いや、防災訓練のご案内、報告などを兼ねて訪問し、顔見知りになるところから始めてみましょう。
→ご家族に同席してもらい、可能であれば日頃から見守り活動をされている民生委員・児童委員などに同行してもらおうと、対象者にとっても話しやすく、理解が得られやすくなります。
→個別避難計画作成の取り組みをきっかけとして、対象者との関係づくりを進める視点を持ちましょう。
- 避難支援等実施者を探しているが、なかなか見つからない。
→声掛けだけでも避難のきっかけをつくる重要な支援になります。はじめから全ての支援を地域で行うことを前提とせず、できることから少しずつ始めてみましょう。
→「支援が困難な場合は自主防災組織、班、団体単位で応援を頼むこととする」などの取り決めがあると、個人の負担を軽減させることができます。



さらなる取組が可能な場合

■ 関係者間での話し合いの実施

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネージャー、行政機関等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等話し合う。



■ 避難訓練の実施

本人・家族や支援者となる近隣住民等の参加のもと、作成した計画に基づき避難訓練を行う。



■ 関係者が集まって話をする事で具体的な支援内容等の認識が共有でき、顔の見える関係の構築につながる。

■ 実際に避難を体験することで、計画内容の検証が行えるとともに、参加者の避難への意識が高まり、実効性の向上につながる。

継続した取り組み

- 市から提供する名簿の更新に合わせ、情報の更新や追加を行います。
- 既に作成した計画についても必要に応じて更新し、変更がある場合にはくらし安全課まで提出してください。



★区長・町内会長等の変更時にも引継ぎができるように、取り組みについての基本的なルールを取りまとめておくといいでしょう。

★自主防災組織等の活動計画に合わせて、計画的に取り組みを進めていくことが重要です。

個人情報の取り扱いについて

- 市から提供した避難行動要支援者名簿や個別避難計画などは、氏名、生年月日、性別、電話番号、緊急連絡先等などの大切な個人情報が記載されています。これらの情報は、本人の同意を得て、災害に備えるという目的で提供しているものです。
- 取扱いには各自治会でルールを決めて管理してください。また、役割を交代される時もルールに基づき、関係のない人に情報が洩れることのないよう適切な引継ぎをお願いします。

■個人情報の取り扱いについてルールを決めて管理しましょう。

ルールに入れておきたい項目は以下のとおりです。

- ① 個人情報の管理責任者、保管場所について
- ② 個人情報を共有する範囲について（例）自主防災会長、自治会長、避難支援等実施者など
- ③ 利用目的について（例）避難支援体制づくりや災害時の避難誘導のためなど

■災害時の支援に必要な最小限の情報の収集にとどめましょう。

聞き取り等によって収集する個人情報は、支援を行うために必要な範囲内にしましょう。

■個人情報を取得するときは、利用目的を本人に伝えましょう。

利用目的をはじめに伝えることで、対象者も安心して情報を提供することができます。

■事前に本人の同意が得られた範囲内で情報共有するようにしましょう。

- ① 支援者等と情報共有することについて同意を得ておきましょう。
情報の共有は個人情報管理者や支援者など支援のための必要最低限とするとともに、誰に対し情報共有するかについて、本人の同意を得ておきましょう。
- ② 情報共有する内容についても、同意を得ておきましょう。
どういった内容を支援者などと情報共有するか、あらかじめ伝え、同意を得ておきましょう。

参考：緊急連絡カード

赤磐市では民生委員の独自の取り組みで高齢者や身体に不安がある方を対象に民生委員が年 1 回お宅を訪問し、自分の命を自分で守るための備えとして緊急連絡カードを作成しています。万が一の緊急時に、かかりつけ医や持病などの情報を書いた用紙を各地域所定の場所に保管、もしもの緊急活動時や、日頃の地域での見守り活動に生かしています。各地域で様々な呼び名がありますが、この取り組みに【避難場所】【避難時の支援者】【避難経路図】を追加することで個別避難計画書としても活用することができます。

氏 名		緊急連絡カード		見やすいところに 吊してください。	
電話番号	男・女	大正・昭和 年 月 日生	赤磐市		
かかりつけ 医 院 ・ 病 院	医療機関名	1	2	3	
	電 話 番 号				
健 康 状 態	既往歴・現在の病状				
緊 急 連 絡 先 ： 近 親 者 (同居者)	氏名(続柄)	1	2	3	
	住 所				
	電 話 番 号				
： 近 隣 者	氏 名	1	2	3	
	電 話 番 号				

救急車・火事 119・警察 110
赤磐市山陽地区民生委員児童委員協議会

山陽地区

緊急連絡カード(調査票)					
No	氏 名	性別	生年月日	血液型	既 住 歴
1					
2					
住所	赤磐市		電 話	自宅	携帯
救急車・火事 119番 警察 110番					
かかりつけ の病院又は 医 院	No	病院又は医 院 名	住 所	電 話	
	1				
緊急連絡先 近親者 扶養義務者	No	氏 名	続 柄	住 所	電 話
	1				
支援者	No	氏 名	続 柄	住 所	電 話
	1				
関係連絡先	役 職 名	氏 名	住 所	電 話	
	民生児童委員				
	福祉推進員				
	区 長				
	ホームヘルパー				
	ケアマネージャー				
サービス等利用施設					
赤磐市吉井支所 市民生活課 健康福祉班 (吉井地区民生委員児童委員協議会)					086-954-1374
赤磐市社会福祉協議会吉井事務所・赤磐市地域包括支援センター吉井分室					086-954-2533

※裏面あり 赤磐市吉井地区民生委員児童委員協議会 赤磐市社会福祉協議会吉井事務所 年作成

吉井地区

令和 6 年 月 日 記入 (毎年更新)				③
救 急 情 報 用 紙				
ふりがな	氏 名	男 ・ 女		
住 所	赤磐市			
生年月日	大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日 (歳)			
電話番号	血液型 型			
かかりつけ の病院	病 歴 名 ①	②		
	電 話 番 号			
	診療券の番号			
いつも 飲んでいる 薬	お薬手帳 有 ・ 無			
持病や 体の様子で 伝えておき たいこと				
緊 急 連 絡 先				
	ふりがな 氏 名	本人と の続柄	住 所	電話番号
一 家 族	①		(同居・別居)	自宅： 携帯：
	②		(同居・別居)	自宅： 携帯：
近 所 の 人	①	赤磐市		自宅： 携帯：
	②	赤磐市		自宅： 携帯：
民生委員 氏 名				
電話番号				

赤坂地区

緊急連絡カード (記入日) 年 月 日					
No	氏 名	性別	生年月日	既 住 歴	携 帯 番 号
1	ふりがな	男女	T.S 年 月 日		
2	ふりがな	男女	T.S 年 月 日		
住所	赤磐市		電話番号	086 - -	
かかりつけ の病院・医 院	No	病院又は医 院 名	住 所	電 話 番 号	
	1				
緊急連絡先 ご家族 ご親戚	No	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
近隣者	No	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号
	1				
熊山地区民生委員児童委員協議会 (事務局) 熊山支所市民生活課 086-995-1293					

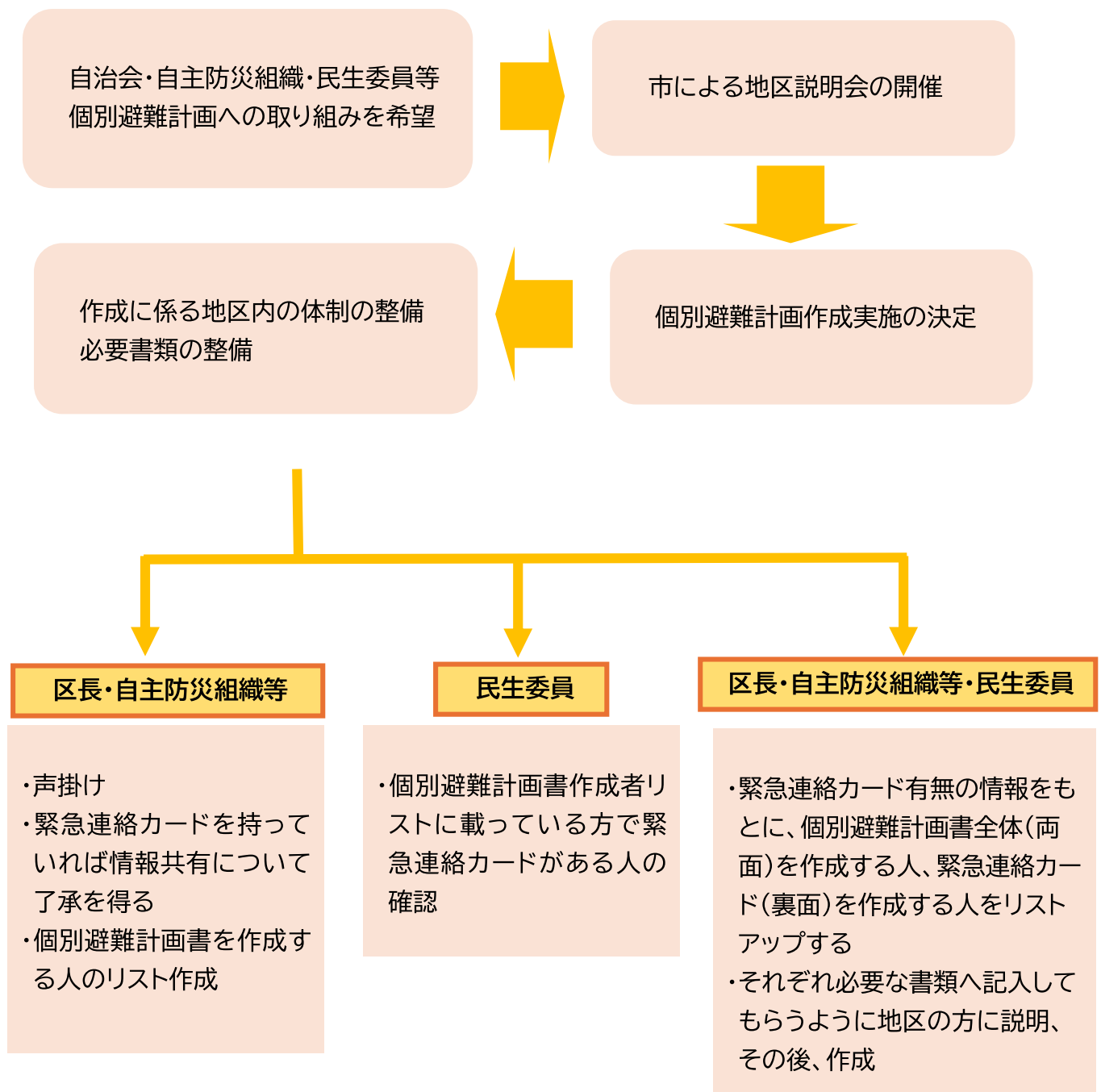
熊山地区

※取扱いの違いについて※

- ・個別避難計画書→市が主体、市、各地区のルールにより地区保管
- ・緊急連絡カード→民生委員が主体、市の事務局、民生委員が保管

○趣旨は似た2つの計画ですが、実施主体や情報保管先などの違いがあります。個人情報の問題から、制度の違いについてよく説明をして緊急連絡カードを既に登録済みの方については同意を得て個別避難計画書の作成を行ってください。

個別避難計画書作成にあたり緊急連絡カードを利用するときのイメージ図



様式



赤 磐 市 個 別 避 難 計 画 書

作成日:令和 年 月 日

更新日:令和 年 月 日

対象者番号						※下線部は必須項目	
ふりがな 氏 名			年齢	性別	血液型		
				男・女	A・B・O・AB		
住 所					地 区 名		
自宅番号				携帯番号			
支援区分		☐ 高齢 ☐ 身体 ☐ 療育 ☐ 精神 ☐ 介護 ☐ その他()					
避難場所	風水害時:			地震時:			
世帯の構成		☐ ひとり暮らし →全員65歳以上か ☐ 同居人あり はい・いいえ					
世帯の構成員	() 歳		() 歳				
	() 歳		() 歳				
	() 歳		() 歳				
かかりつけ 医療機関				常備薬 の有無	有・無 置き場所: 種類:		
緊急連絡先	1		続柄		電話番号		
	2		続柄		電話番号		
	3		続柄		電話番号		
避難の支援を してくれる方 (親戚・知人)	1		続柄		電話番号		
	2		続柄		電話番号		
	3		続柄		電話番号		

赤 磐 市 個 別 避 難 計 画 書

作成日:令和 5年 1月 1日

更新日:令和 5年 4月 1日

対象者番号		99999		※下線部は必須項目			
ふりがな	あかいわ たろう		年齢	性別	血液型		
氏 名	赤磐 太郎		78	男・女	A・B・O・AB		
住 所	〒701-2401 赤磐市下市344				地 区 名	下市	
自宅番号		086 - 955 - 1234		携帯番号		090-1234-5678	
支援区分		☐ 高齢 ☐ 身体 ☐ 療育 ☐ 精神 ☒ 介護 ☐ その他()					
避難場所	風水害時:〇〇中学校			地震時:〇〇センター			
世帯の構成	☐ ひとり暮らし →全員65歳以上か ☒ 同居人あり はい・いいえ						
世帯の構成員	赤磐 幸子 (妻) 76歳			() 歳			
	() 歳			() 歳			
	() 歳			() 歳			
かかりつけ 医療機関	〇〇〇クリニック ×××病院 優先的に連絡を取る人から 順に記入してください			常備薬 の有無	有・無 置き場所:台所の戸棚 種類:高血圧		
緊急連絡先	1	岡山 太郎	続柄	甥	電話番号	090-1111-2222	
	2	赤磐 花子	続柄	妹	電話番号	090-3333-4444	
	3		続柄		電話番号		
避難の支援を してくれる方 (親戚・知人)	1	戸成 知人	続柄	隣人	電話番号	086-955-0000	
	2	第1常会、消防団等	続		災害時に実際に支援にあたる 人を書いてください(相手方 の了承を得ること)		
	3		続				

特記 ※災害時の避難支援を円滑にするため知らせたいこと	(あてはまるものすべてに ☒)
	☒介護保険の認定を受けている【要介護状態区分: 要介護度3】 ☐手帳所持【障害名: _____ 等級: _____】 ☐難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている ☐医療機器の装着等をしている ☒立つことや歩行ができない ☐音が聞こえない(聞き取りにくい) ☐物が見えない(見えにくい) ☐言葉や文字の理解が難しい ☐危険なことを判断できない ☐顔を見ても知人や家族と分らない ☒その他 糖尿病、卵アレルギー

持病やアレルギーがあれば記入してください。避難支援に必要なことをお書きください。

災害支援内容	支援が必要な時間帯: ☒ 常時 ☐ その他(_____)
	歩行が困難なので、避難の際は車いすを使用してください。

避難経路図

・水路脇を通るときは溢水に注意。
・ブロック塀が古くなっている場所がある。

避難場所

〇〇中学校

郵便局

自宅

戸成

地図の貼り付けでもOK

地図に避難経路を示すとともに、危険な場所等あれば記入してください。地図は手書きでも構いません。

移動手段: 車	記載事項と重要事項説明書を確認の上、本人又は家族等に署名をいただく
---------	-----------------------------------

令和 5年 4月 1日

上記の内容について、誤りがないことを確認するとともに、以下のことについて了承します。

1 避難支援関係者に提供します。

2 当該計画は災害等での避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、関係者に法的な責任や義務を負わせるものではありません。

3 重要事項説明書の項目について、内容を確認し了承します。

本人署名 赤磐 太郎

代理署名 赤磐 幸子

(本人との関係) 妻

避難行動要支援者個別避難計画書作成についての重要事項説明書

※本書は、個別避難計画書の作成時において、要支援者やその家族等に、事前に確認していただくことが必要な重要事項です。

※要支援者やその家族等は、以下の内容をご確認の上、個別避難計画書の署名欄に署名をお願いいたします。

□ 個別避難計画（以下「計画」という。）は、ご本人又はそのご家族等の了解の下で、必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないというものではありません。

□ この計画は、ご本人又はそのご家族等が、災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、ご本人又はそのご家族等が自ら確認し、あらかじめ取り決めをして、それを記録しておくものです。

□ 災害時には、行政による「公助」には限界があることから、要支援者やその家族等による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要です。

□ 避難支援者は、自分や家族の安全を確保することが最優先されます。災害発生時に要支援者の避難支援ができなくても、責任を負うものではありません。

□ 避難支援者の選定、個人情報記載に関しては、あらかじめ相談し、了承をとってください。

□ 計画の内容は、自身やその家族等の状況の変化等により、随時変更することができます。

□ 平常時から自分でできる災害への備えに努めましょう。

① 日頃から、隣近所など身近な人とのコミュニケーションを大事にしましょう。

② ご自身で必要な医薬品、医療器具、食料、水などの必需品をおおむね1週間分確保しておきましょう。

③ 家具の固定や、ガラスの飛散防止など、家屋内での安全確保に努めましょう。

④ 浸水や土砂災害などのハザードマップを確認しましょう。

⑤ 災害情報の入手方法について確認し、避難に時間がかかる方は、落ち着いて早めの避難ができるよう、あらかじめ家族や避難支援者と話し合い、避難場所や避難方法等を決めておきましょう。

□ 計画は、要支援者やその家族等のほか、区長、町内会長、民生委員、消防機関、警察、地域包括支援センター、福祉避難所関係者、その他避難支援者等が事前に共有することができるものとします。また、計画に記載された個人情報等が他に漏れることのないように厳重に管理します。

※取扱注意

更新日：令和 年 月 日

[illegible]

上記の内容について、誤りがないことを確認するとともに、以下のことについて了承します。

- 1 避難支援関係者に提供します。
- 2 当該計画は災害等での避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、関係者に法的な責任や義務を負わせるものではありません。
- 3 重要事項説明書の項目について、内容を確認し了承します。

本人署名
代理署名
(本人との関係)

赤磐市個別避難計画書（緊急連絡カード併用様式）

※取扱注意

作成日：令和 ○年 ○月 ○日
更新日：令和 ○年 ○月 ○日

※下線部は個別避難計画書の必須項目

避難支援を必要とする理由 ☒ 要介護3～5 ☐ 身体障害手帳1、2級（総合等級）第1種 ☐ 療育手帳A ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 県、市の生活支援を受けている難病患者者 ☒ 75才以上の高齢者世帯のうち支援が必要 ☐ その他支援が必要		避難場所 風水害時：○○中学校 地震時：○○センター	
避難を支援してくれる方（親戚・知人） 1さんよう じろう 山陽 次郎 2		世帯構成 なし・配偶者・子・父母・祖父母・孫 その他（ ）	
特記事項 ※災害時の避難支援を円滑に ☒ 立つことや歩行ができない ☒ 音が聞こえない ☐ 物が見えない（見えにくい） ☒ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他（ 高血圧・卵アレルギー 歩行が困難なので、避難の際には車いすを使用してください。 持病やアレルギーがあれば記入してください。避難支援に必要なことをお書きください 記載事項と重要事項説明書を確認の上、本人又は家族等に署名をいただく。		・水路脇を通るときは溢水に注意。 ・ブロック塀が古くなっている場所がある。 地図に避難経路を示すとともに、危険な場所等あれば記入してください。地図は手書きでも構い	
		移動手段：車	

上記の内容について、誤りがないことを確認するとともに、以下のことについて了承します。

- 避難支援関係者に提供します。
- 当該計画は災害等での避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、関係者に法的な責任や義務を負わせるものではありません。
- 重要事項説明書の項目について、内容を確認し了承します。

本人署名 赤磐 花子
代理署名 赤磐 太郎
(本人との関係) 夫

避難行動要支援者個別避難計画書作成に関するQ&A

赤磐市くらし安全課

【作成全般について】

Q. 災害時避難行動要支援者登録者名簿はどのようなものですか？また、名簿と個別避難計画の関係性は？

A. 「災害時避難行動要支援者登録者名簿」は、災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者（高齢者、障がい者等のうち、特に避難行動に支援が必要な方、以下「要支援者」とする。）をあらかじめ登録しておく名簿であり、要支援者本人の同意を得た上で、地区、民生委員、消防機関等に名簿の情報を提供し、災害時の避難支援や、安否確認等に活用するものです。
「個別避難計画」は、名簿を活用した避難支援をより実効性のあるものとするため、具体的な避難行動を平常時から話し合い、記録しておくものです。
（令和3年度に災害対策基本法の一部改正が行われ、作成が市町村の努力義務となりました。）

Q. なぜ個別避難計画の情報を共有する必要があるのですか。

A. 平成7年に発生した阪神・淡路大震災の記録によれば、震災で救助された人の8割以上が地域の方々の助け合い（共助）により救助されたといわれています。また一方で、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうしたことから、地域による助け合い（共助）の活動を進めていく必要がありますので、個別避難計画の情報を共有します。

Q. 個人情報を守られるのか？

A. 災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、避難支援者等は、要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。

Q. 要支援者の支援は、行政がやるべき仕事ではないか？

A. 要支援者に限らず、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは市の責務です。しかし、過去の大規模広域災害を経て、「公助」（行政による支援）には限界があることが明らかになりました。
市としてできる限りの体制を整えていますが、行政がすぐに助けることができるとは限らないため、災害から身を守るためには、自分の身は自分で助ける「自助」以外にないことをあらためてご理解ください。そして、行政による「公助」と連携し、近所の人等と助け合う「共助」による要支援者の支援等にご協力をお願いします。

Q. 個別避難計画の作成を進めて行く場合、地区などの誰が主体となって進めて行くものか？

A. 地区などで一体となって作成を進める必要がありますが、自主防災組織や消防団が担うなど、地区にあった方法で作成ください。

すでに類似の計画の作成を進めている地区などにおいては、計画作成の判断や作成における役割分担などは、従来の方で進めていただいて構いません。

Q. 避難支援者には誰になってもらえばいいのですか？

A. 近隣住民の方が望ましいです。また、要支援者やその家族等にご確認のうえ選任することが望ましいです。なお、実効性のある個別避難計画にするため、同じ方が何人もの避難支援者になることは望ましくありません。

【避難支援者の例】

近隣の知人、友人、親族、区役員、民生委員、消防団など

Q. 個別避難計画書の最後に要支援者本人の同意欄があるのはなぜか？

A. 災害対策基本法の一部改正により、個別避難計画の作成及び情報提供について要支援者本人の同意が必要になったためです。

計画作成は、要支援者が計画作成に関する重要事項を理解したうえで進める必要があるため、別紙「避難行動要支援者個別避難計画書作成についての重要事項説明書」を要支援者本人やその家族等へお見せしたうえで、作成を進めてください。

Q. 重度の障がいのある要支援者（寝たきりや医療器具を装着している、または移動に複数名の介助を必要とするなど）の「避難場所」や「避難経路」はどのように記入すればよいのか？

A. 要支援者本人やその家族、避難支援者などと相談し、現実的な避難の仕方、避難場所を記入してください。また、避難時の支援で注意の必要な内容があれば、配慮事項欄へ記入してください。

Q. 個別避難計画を作成しなかった場合、何らかの不利益を被ることはあるのか。

A. 個別避難計画の作成をしなかったことで行政による対応に違いはありません。ただ、大きな災害がおきた場合、行政の救助が一人ひとりに行き渡るまでに時間がかかってしまいます。近年特に住民同士で助け合うことが重要となっていることから、個別避難計画の作成をおすすめします。

【避難支援について】

Q. 避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか？

A. 避難支援は、避難支援者自身やその家族の安全を確保した上で可能な範囲で実施していただくものです。災害時に避難支援ができない場合に責任が発生するものではありません。

Q. 避難支援とはどの程度まで行わなければならないのですか。

A. 避難支援は必ずしも要支援者を直接避難させることをお願いするものではありません。要支援者本人とご相談のうえ、安否確認や情報伝達をしていただくだけでも結構です。

Q. 避難支援者で対応が困難な場合は？

A. 被災場所の状況や、支援者の人数不足などで支援できない場合も考えられます。決して無理な状況下での避難支援は行わないでください。そのような場合には、市の災害対策本部、消防、警察にご連絡いただき、救助要請をお願いします。

Q. 具体的にどの時点で避難を開始すればいいのでしょうか？

A. 【大雨の場合】 大雨による川の氾濫や土砂災害の危険が高い地域は、要支援者の心身状況を考慮して、早めの避難行動が大切です。「警戒レベル3」高齢者等避難の発令時には、確実に避難行動を始めるよう、要支援者本人やその家族、避難支援者と連携してください。ただし、場合によっては、「警戒レベル3」高齢者等避難が発令されていない状況で、「警戒レベル4」避難指示が発令される場合があります。その際は、速やかに避難してください。

【地震の場合】 まずは、要支援者の安否確認を行ってください。その後、家屋の倒壊の恐れ又は火災の危険性がある場合は避難場所に避難してください。

【個別避難計画の作成後について】

Q. 個別避難計画の作成が完了した場合どうすればいいか？

A. ぐらし安全課へご連絡ください。市において計画書を確認し、要支援者名簿へ情報追加し個別避難計画として要支援者の支援のために活用を図ります。

作成後は、地域の皆様と連携を図っていただきながら、訪問調査・現況確認等を随時実施して、必要に応じて個別避難計画の更新をお願い致します。なお、更新時にもぐらし安全課へご連絡をお願いいたします。

Q. 作成が完了した個別避難計画は誰に情報提供されるのか？

A. 個別避難計画は要支援者の避難支援のため、要支援者本人及び区長、民生委員、避難支援者等へ情報提供を行います。情報提供された個別避難計画は、計画内容の改善や避難の実効性の向上につなげるため、地域の避難訓練などへのご活用をお願いします。